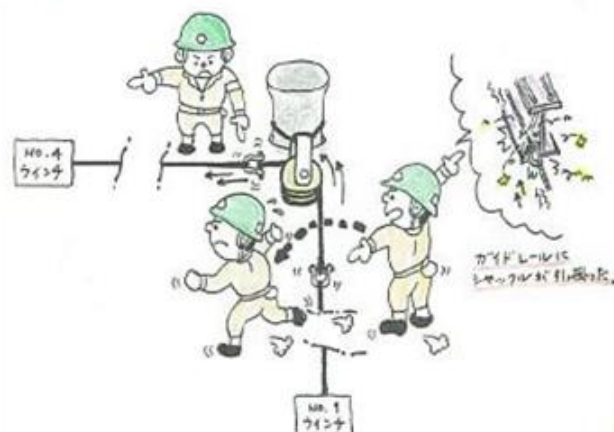


⑦激突され

入渠作業中、滑車が破損し、 弾けたワイヤーに跳ね飛ばされた

発生状況



入渠準備として、2基のウィンチでワイヤーの引出し作業中、ドック先端付近の滑車が破損、弾けたワイヤーに跳ね飛ばされた

原因

- ✓ シャックルがガイドレールに引っ掛かり、滑車が破損した
- ✓ ワイヤーの内角に入っていた
- ✓ 滑車・ワイヤーに係る作業方法が不適切で、付近における注意喚起や教育もできていなかった



- 作業方法、合図方法を統一する。
- 定期的（6ヶ月）に安全教育を行う。



防止対策

- ✓ ワイヤーの繋ぎ方を改善する
- ✓ ワイヤーの内角には入らない、入らせない
- ✓ 作業方法の適正化（キャプスタンを使用）。ワイヤーと滑車付近の危険箇所の明示と教育を実施する



ワイヤーロープの内角には絶対に入らない！



DATA

発生年月日
2006.09.14

発生場所

ドックサイド

作業名・作業内容

新造船入渠
準備作業

死傷病名

脳蓋低
頸椎骨折
脳挫傷

職種

海務職

社/協

協力員

年齢

42才

経験年数

1年5ヶ月



雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育

則三十五条の労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱いに関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱いに関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

第一項第3号の教育、第一項第3号の事項（作業手順に関すること）は、現場に配属後、作業見習いの過程において教えることを原則とする。（昭47年8月18日基発601の1）